

平成 23 年度

宍粟市各会計決算に基づく
健全化判断比率等審査意見書

宍粟市監査委員

平成 23 年度宍粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

平成 24 年 7 月 24 日～平成 24 年 8 月 21 日

2 審査の対象

平成 23 年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成 23 年度	平成 22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.76	20.0
連結実質赤字比率	—	—	17.76	30.0
実質公債費比率	19.9	20.0	25.0	35.0
将来負担比率	180.7	192.9	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区分		平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
法適用	水道事業特別会計	—	—	20.0
	病院事業特別会計	—	—	20.0
	農業共済事業特別会計	—	—	20.0
法非適用	簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
	下水道事業特別会計	—	—	20.0
	農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は平成 23 年度における基準である。

健全化判断比率算定期

区 分	比 率(%)	算 定	式
実 質 赤 字 比 率	-	普通会計（一般会計十鷹巣診療所特別会計）の実質赤字額 標準財政規模	$\frac{\text{普通会計（一般会計十鷹巣診療所特別会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{▲}796,839+\text{▲}70}{15,243,149} = \text{▲}5.22\%$
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	(イ+ロ) - (ハ+十二) = (0 + 0) - (961,219 + 1,893,168) 標準財政規模	$\frac{(イ+ロ) - (ハ+十二)}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0 + 0) - (961,219 + 1,893,168)}{15,243,149} = \text{▲}18.72\%$
実 質 公 債 費 比 率	19.9	イニ一般会計及び公営企業（法適用・法非適用）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 0 ロニ公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 = 0 ハニ一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 = 985,366 (一般796,839+鷹巣70+国保154,925+診療所808+介護815+後期高齢7,762) ニ=公営企業の特別会計のうち資金の剩余額を生じた会計の資金の剩余額の合計額 = 1,893,168 (水道1,081,181+病院734,441+農業64,827+簡水8,186+下水1,524+農集排3,009)	(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (平成21年度：20,450,038 + 平成22年度：20,259,66 + 平成23年度：19,060,04) / 3 = 19.9
将 来 負 担 比 率	180.7	将来負担額-（充当可能基金额+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額） 標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金额} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} - \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{71,188,630 - (4,850,366 + 3,010,538 + 41,881,109)}{15,243,149 - 3,375,174} = 180.7\%$
資 金 不 足 比 率	-	公営企業ごとの資金の不足額 公営企業ごとの事業規模	各公営企業会計の資金不足額 ①水道 ▲1,081,181 ②病院 ▲734,441 ③農業共済 ▲64,827 ④簡水 ▲8,186 ⑤下水 ▲1,524 ⑥集落排水 ▲3,009

※全ての公営企業会計で資金不足を生じていないため▲で表示している。

①実質赤字比率

普通会計（一般会計、鷹巣診療所特別会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 22 年度及び平成 23 年度ともに赤字額が生じていないことから「一」で表示しており、平成 23 年度における早期健全化基準の 12.76% を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、8 特別会計、3 公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 22 年度及び平成 23 年度ともに赤字額が生じていないことから「一」で表示しており、平成 23 年度における早期健全化基準の 17.76% を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模とともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、平成 23 年度は 19.9% となっており前年度より 0.1 ポイント減少した。平成 23 年度における早期健全化基準の 25.0% を下回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、企業会計等における地方債残高のうち一般会計繰入見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、平成 23 年度は 180.7% となっており前年度より 12.2 ポイント減少した。平成 23 年度における早期健全化基準の 350.0% を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、平成 22 年度及び平成 23 年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「一」で表示しており、平成 23 年度における早期健全化基準の 20.0% を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全ての会計において赤字額は発生していないが、病院事業特別会計において単年度経常収支は2億5,600万円の損失額を計上しており、内部留保資金により補填している。病院経営については、平成20年度に策定された「病院改革プラン」に基づく病床稼働率の改善による医業収入の増収、経費節減等を引き続き図り、課題である医師及び看護師の確保とともに経営の改善に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較して0.1ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているものの、依然地方債許可団体となる18.0%を上回っている。

現状は、平成22年度及び平成23年度の繰上償還等により平成25年度末には目標より1年前倒しで18.0%を下回る予定で推移しており改善の兆しがみえるところである。

しかしながら、今後は、公営企業および一部事務組合に対する償還費相当分繰出の増加が予想されることから、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく、適正有利な地方債発行及び民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の低減に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率は前年度と比較すると、12.2ポイント減少し、早期健全化基準以下となっている。

平成23年度末の将来負担額の総額は711億8,863万円で、その内普通会計における地方債現在高は334億790万円、公営企業債等繰入及び組合負担等見込額は330億755万円で起債償還に係るものが全体の93.3%を占めている。

将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃や地域生活排水施設（コミュニティプラット）使用料等の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は214億4,662万円で、平成22年度より18億1,920万円の減となっている。これも、将来負担比率が減少したことの要因である。

今後も、財政健全化計画に基づき将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じていないが、病院事業特別会計においての内部留保資金は、年々減少傾向にあり、平成23年度は7億3,444万円と前年度より1億755万円（対前年比△12.8%）減少している。この状況が続くと将来、資金不足も懸念されるため一層の経営改善に努められたい。